

神奈川県議会会議規則の一部改正等の概要について

1 趣旨

議会改革及び議会 I C T の取組として、平成30年度から、印刷した会議録の議員への配布を廃止し、電磁的方法による閲覧に移行することに伴い、神奈川県議会会議規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 印刷した会議録の議員への配布の廃止に伴う措置<第86条関係>

印刷した会議録の議員への配布を廃止することから、第86条中「印刷して」を削る。

(2) 会議録の電磁的方法による閲覧への移行に伴う措置<第143条関係>

ア 議員が電磁的方法により閲覧できるものに「会議録」を加える。

イ 会議録が加わることにより、会議規則において配布すると定められている文書は、全て電磁的方法による閲覧により配布に代えることができるようになることから、配布すると定めている条文の列挙を行わず、「この規則の規定による配布に代えることができる」に改める。

3 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。配布する会議録には、秘密会の議事、議長が取り消させた発言及び議員が取り消した発言は記載しない。</p> <p>(配布に代わる措置)</p> <p>第143条 議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書、<u>会議録</u>及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であつて、議長が定めるものを講ずることをもつて、<u>この規則の規定による配布に代えることができる</u>。</p>	<p>(会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、<u>印刷して</u>議員及び関係者に配布する。配布する会議録には、秘密会の議事、議長が取り消させた発言及び議員が取り消した発言は記載しない。</p> <p>(配布に代わる措置)</p> <p>第143条 <u>第12条第2項、第23条、第42条第2項、第81条第2項（第83条第4項において準用する場合を含む。）及び第108条第1項の規定にかかわらず、</u>議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書_____及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であつて、議長が定めるものを講ずることをもつて、<u>これら文書の配布に代えることができる</u>。</p>

4 施行日

平成30年4月1日

5 「神奈川県議会会議規則第143条の規定に基づく配布に代わる措置に関する規程」の改正

(1) 会議規則第143条の改正に伴う措置

会議規則第143条の改正に伴い、電磁的方法により議員が閲覧できるものに「会議録」を加える。

(2) 新旧対照表（案）

新	旧
神奈川県議会会議規則第143条に規定する電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書、 <u>会議録</u> 及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であって、議長が定めるものは、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて議員の閲覧に供する方法により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書、 <u>会議録</u> 及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置とする。	神奈川県議会会議規則第143条に規定する電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書_____及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であって、議長が定めるものは、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて議員の閲覧に供する方法により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書_____及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置とする。

(3) 施行日

平成30年4月1日